



2016年4月

各位

賀川記念館
館長 馬場 一郎

賀川記念館賛助会員入会のお願い

拝啓 日々ご清祥のこととお慶び申し上げます。日頃は賀川記念館の活動にご理解・ご協力いただき感謝申し上げます。

現在、2016年度賛助会員を募っておりますので、ぜひこの機会にご入会いただき、賀川記念館をお支えいただきたくお願い申し上げます。賛助会員の特典もありますので、別紙「賀川記念館賛助会ご入会のお願い」をご覧ください、誠にお手数ですが賛助会費のお振り込みをお願い致します。また、賛助会費は、所得控除・税額控除の対象になります。

多くの機会に賀川記念館の諸活動をお支えくださいます事に感謝申し上げます。今後も実りある活動を目指し、さまざまな人々と手を携えて歩んでまいりますので何卒、ご支援、ご協力をお願い申し上げます。

敬具

連絡先：賀川記念館

〒651-0076 神戸市中央区吾妻通 5-2-20

TEL 078-221-3627 FAX 078-221-0810

e-mail office@core100.net

2016年度キャンペーン

「賀川記念館賛助会」ご入会のお願い

日頃は賀川記念館の活動にご理解・ご協力いただき感謝申し上げます。賀川記念館は、皆さまの賛助会費によって活動をお支えいただいております。1口(個人)1,000円からご入会いただけ、さまざまな特典もありますので、ぜひこの機会にご登録をお願い致します。

1口 (個人) 1,000円_{より}
(団体は、10,000円_{より})

- ・ 賛助会は賀川記念館の活動にご賛同いただき、ご支援いただくことを目的とします。
- ・ 賛助会費納入者を会員とします(年度ごと更新)。
- ・ 会費は、団体は一口1万円から、個人は一口1千円からとなります。
- ・ 賛助会費は所得控除・税額控除の対象になります。

ご入会いただきました方へ、2016年度キャンペーンとしまして、賀川記念館の総合研究所プログラムや天国屋カフェ等で利用可能なパスポート(会員証)を送らせていただきます。

「パスポート(PASSPORT)」特典

- ① 賀川記念館が主催する参加費500円の講演会に限り年間通して無料でご参加いただけます。
- ② 賀川記念館ミュージアムにいつでも無料で入場いただけます。
- ③ 賀川記念館で販売する書籍(一部書籍を除き)を会員価格(定価の約1割引)でご購入いただけます。
- ④ A「天国屋カフェ」の日替わりランチ
B「天国屋カフェ」のケーキセット(コーヒー、紅茶とケーキ)
C「天国屋ナイトカフェ」の天国屋セット(飲物1杯と惣菜1品)
上記ABCの内、いずれか2点(同じ組合せも可)をそれぞれ1回に限り無料でご提供します。

賛助会費のお振込み先

郵便局：01140-8-3721 社会福祉法人イエス団 賀川記念館

銀行：三井住友 三宮支店 普通 3253938

皆さまのご支援を
よろしくお願いいたします。

賀川記念館

〒651-0076

神戸市中央区吾妻通 5-2-20

tel: 078-221-3627 fax: 078-221-0810

E-mail office@core100.net http://core100.net



寄附者のみなさまへ

社会福祉法人イエス団 賀川記念館

所得控除・税額控除についてのお知らせ (新しい寄附金控除制度が適用されます)

賀川記念館は社会福祉法人(特定公益増進法人)として社会福祉事業に貢献してきました。これまで、賀川記念館へ寄附をした場合、所得から寄附金を控除して所得税を算出する「所得控除」の制度が適用されていました。

今回、厚生労働省より「税額控除に係る証明書」をうけ、賀川記念館に寄附をした場合は所得税から一定額を控除する「税額控除」の適用も選択できるようになりました。2012年6月15日にさかのぼって適用されます。対象となるのは賀川記念館賛助会費や賀川記念館へのクリスマス献金などの寄附金です。所得控除の適用を受けるか、または税額控除の適用を受けるか、**いずれか有利な方を選択することができます。**

所得控除・税額控除は寄附者の確定申告によって税金が還付されます。(勤務先などで実施される年末調整では寄附金控除を受けることはできません。)

賀川記念館では申告に必要な「**寄附金領収書**」をお渡しいたします。また、税額控除に必要となる「**税額控除に係る証明書**」はホームページからダウンロードしていただくことができます。ダウンロードでの入手が難しい方は、賀川記念館へお申し出ください。

所得控除・税額控除の金額は、寄附者の状況によって変わります。以下に概略をご説明いたしますが、**実際の申告にあたっては税務署、お住まいの市区町村窓口、税理士などにお問い合わせくださいますようお願いいたします。**

寄附者が個人の場合、以下の①あるいは②を選択できます。

『「年間に支払った寄附金の額」と「年間所得金額の40%」のどちらか少ない額から2,000円を差し引いた額』を、

①所得から控除して所得税を算出する。(所得控除)

②40%を乗じた額を所得税から控除する。(税額控除) ※控除額は所得税額の25%まで。

寄附者が法人の場合、個人とは異なる手続きとなりますので、貴法人の税理士、公認会計士にご相談ください。

お問い合わせ先：

イエス団ホームページをご覧くださいか、賀川記念館窓口にお問い合わせください。

社会福祉法人 イエス団ホームページ <http://www.jesusband.jp/>

社会福祉法人イエス団 賀川記念館 Tel 078-221-3627 E-mail office@core100.net